

# その不安、 相談しませんか？

## 家庭や家族のこと

- 外に出られない…
- 働けない…
- 今日食べるものがない…

## 仕事のこと

- 仕事が見つからない…
- 仕事が続かない…
- 重い病気になって…
- 失業してしまって…

## 家計のこと

- 収入が少なくなった…
- 返済が多い…
- 色々滞納して…

## 家賃のこと

- 家賃が払えない…
- 家賃を滞納している…
- 退去しないといけない…

どこに相談していいかわからない…



専従の相談支援員が

あたらしい一歩にむけて、  
一緒に解決の道を探します。

ご相談は

くらしサポートセンター あすてっぷ茨木

**予約優先** ご相談の申込は、QRコード・お電話・窓口のいずれでもお受けいたします。

茨木市役所 南館 2階 16番窓口へ（福祉部 福祉総合相談課）

相談時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

茨木市駅前三丁目 8-13

くらしサポートダイヤル 》 072-655-2752（相談専用）

福祉部 福祉総合相談課 》 072-655-2758

相談無料  
秘密厳守



相談申込フォーム

# くらしサポートセンター あすてっぷ茨木の事業メニュー

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。



## 自立相談支援事業

### あなただけのプランを作成



「生活の不安をどこに相談していいのかわからない」「社会とのつながりがなく孤立した生活を送っている」「病気があり仕事や生活が不安」など、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 住居確保給付金の支給

### 住居を確保して就労を支援



離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、ハローワークを利用して就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間（原則3か月）、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で、就職活動の支援を行います。

## 家計改善支援事業

### 家計の立て直しをアドバイス



失業や借金など根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるようにキャッシュフロー図を作成し、家計の状況を把握しやすくします。状況に合わせた支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、必要に応じた生活福祉資金の貸付相談などを行います。

## 就労準備支援事業

すぐに就労することが困難な人には、基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

## 就労訓練事業

一般の企業などでの就労が困難な人には、短時間の軽作業の機会を提供して、就労に向けた訓練を行います。

## 学習・生活支援事業

生活困窮家庭等の中学生を対象に、学びの場の提供や生活の支援を行います。

## 一時生活支援事業

住居喪失時に短期間の衣食住を支援します。

## 〈専門家によるサポート〉

### 弁護士による法律相談

生活困窮者の抱える離婚問題や多重債務などの専門的な相談についても、支援員が弁護士と連携して支援を行います。

### 社会保険労務士による年金相談等

年金問題や労務問題をはじめとする多様で複合的な課題について、専門的な知識に基づいて相談支援を行います。

## 〈相談から支援までの流れ〉

相談無料・秘密厳守

- 1** まずは相談窓口へ  
ひとりで悩まずにまずは相談を。  
(電話でもかまいません。)
- 2** 生活の状況を見つめる  
生活の状況と課題を分析
- 3** あなただけの支援プランを  
あなたの意思を尊重しながら、自立に向けたオリジナルのプランを作成
- 4** サービスの提供  
支援プランに基づいて、各種サービスを提供
- 5** 定期的な状況確認  
支援の状況等を定期的に確認。状況によっては支援プランを再検討
- 6** 自立した生活へ  
一定期間、支援員がフォローアップします

※自立相談支援事業以外については、一定の要件を満たしている方が対象です。まずお話を聞いた上で、どのような支援が必要かを一緒に考えます。各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関や各種制度にもつながります。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

このチラシは、1,000枚作成し、1枚当たりの単価は44円です。